

犯罪のないまちづくり推進施策の取組状況等

資料5－2

＜犯罪被害者等支援編＞

【基本方針(第1)行政が前面に立つ支援体制の整備】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6～9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6～9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
1 (新)専門組織による相談・支援体制の充実 【重点】	(新)総合相談窓口の設置	一つの窓口で必要な情報や支援をワンストップで提供できるよう、ケーマネジメントの手法を取り入れたコーディネート、フォローアップ等の機能を備えた総合相談窓口を設置します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月、知事部局に犯罪被害者支援をワンストップで行う専門組織「犯罪被害者総合サポートセンター」を設置した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 犯罪被害者総合サポートセンターにおいて、県警、民間支援団体、市町村等の関係機関と連携を図りながら、ワンストップで支援を提供する(R7予算 59,653千円)
	(新)重大事案に対するアウトリーチ支援等	殺人、不同意性交等の緊急性を要する重大事案には、警察、病院等と情報を共有し、連携して24時間365日体制でアウトリーチ支援を行うとともに、重大事案以外の支援を要する事案には、犯罪被害者等に対して支援に関する情報を提供します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 県警等と情報を共有する体制を整えた。 犯罪被害にあわれた方に対して、支援等に関する情報を提供した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 県警等と情報を共有する体制を強化し、必要に応じてアウトリーチ支援を行う(R7予算 59,653千円)
	(新)市町村窓口のサポート、助言、ワンストップサービスに向けた取組支援	支援経験が少ない市町村窓口のサポートや助言、犯罪被害者等を市町村による支援につなぐ付添い支援を行います。 市町村において総合相談窓口の設置等のワンストップサービスの提供に向けた取組等が行われるよう、必要な情報を提供するなど、市町村の取組を支援します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 相談内容に応じて、市町村の支援へ接続するとともに、市町村窓口のサポートを行った。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 市町村総合的対応窓口のサポートを行うとともに、市町村の総合的対応窓口において、犯罪被害者等支援に取り組んでいくよう、情報提供や研修会等を行う。(R7予算 59,653千円)
	(新)支援担当者に対するメンタルサポート	犯罪被害者等を親身になって支える支援担当者を育成するとともに、支援担当者の心理的負担を軽減するメンタルサポートを行います。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 民間支援団体が実施する支援者育成のための取組みを支援した。 臨床心理士会と連携し、支援者のメンタルをサポートできる体制を整えた。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 支援担当者の育成、担当者の心理的負担を軽減するためのサポートを行う(R7予算 59,653千円)
	(新)総合相談窓口による支援・相談対応の適正化	総合相談窓口に対する苦情、意見を受けた課題の改善や対策を検討する外部委員会等を設置し、支援、相談対応の適正化を図ります。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 県民の声により総合相談窓口に対する意見等を受け付け、支援、相談対応の適正化を図っている。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 県政への申立て制度等を活用し、支援、相談対応の適正化を図る。(R7予算 59,653千円)
	(新)支援体制・支援施策のフォローアップ	支援活動をする中で生じる様々な問題、気づきを取り入れ、より良い被害者支援に発展させていくために、支援体制、支援施策の点検、見直しを行う専門委員会等を設置します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 当事者を含む有識者で構成する犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会において、支援体制等を報告し意見を聞いた。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 必要に応じて、支援体制、支援施策等について有識者の意見を聞く機会を設ける。((R7予算 59,653千円))
	(新)専門人材の配置	総合相談窓口には、支援の司令塔となって支援内容をコーディネートができる人材としてソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士)及び孤立しやすい犯罪被害者等の心情を引き出せるようカウンセリングができる人材(臨床心理士、公認心理師)の配置を行います。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 犯罪被害者総合サポートセンターに福祉職(社会福祉士)1名を配置した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 (R7予算 59,653千円)
	警察、関係機関等における相談対応	犯罪被害者等の年齢、性別、ニーズ等に応じて、警察、関係機関等においても、次のとおり、犯罪被害者等の相談に応じます。 (1)警察の警察総合相談窓口、警察総合相談電話、性犯罪110番、少年サポートセンターなどにおける相談対応 (2)児童相談所における相談対応 (3)女性相談支援センターの配偶者等からの暴力(DV)を受けた者の相談対応 (4)交通事故相談所における交通事故被害者からの相談対応	【くらしの安心推進課】 鳥取・米子交通事故相談所で163件の相談(対面・電話)を受けた。 【少年・人身安全対策課】 少年サポートセンターにおいて、少年の立ち直り支援、被害少年・加害少年に対する相談対応等を行った。 【家庭支援課】 ・児童相談所において、被害児童からの相談を含む子どもに関する相談に対応するほか、児童福祉施設における援助体制を確保するとともに、児童福祉司、心理判定員等の専門職員を配置し、犯罪被害者等の精神的ケアを行った。 ・女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等女性からのさまざまな相談に対して、関係機関と連携して支援を行った。 【広報県民課、捜査第一課】 警察総合相談窓口、警察総合相談電話、性犯罪110番において犯罪被害者等の被害の状況や求めに応じた情報提供、犯罪被害者等支援に関する具体的な相談窓口の紹介、被害状況等に応じて警察署への引継ぎ等を行った。	【くらしの安心推進課】 交通事故相談所において交通事故の被害者・加害者からの相談対応を行う。(R7年度予算 465千円) 【少年・人身安全対策課】 従来どおり、少年サポートセンターでは、少年の立ち直り支援、被害少年への支援活動等を行う。 【家庭支援課】 ・児童相談所において、被害児童からの相談を含む子どもに関する相談に対応するほか、児童福祉施設における援助体制を確保するとともに、児童福祉司、心理判定員等の専門職員を配置し、犯罪被害者等の精神的ケアを行う。 児童相談所運営費(129,709千円) ・女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等女性からのさまざまな相談に対して、警察等関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた支援の充実を図る。 女性相談センター運営費(12,359千円) 困難な問題を抱える女性・DV被害者総合支援事業(35,079千円) 【広報県民課、捜査第一課】 犯罪被害者等の相談に応じ情報提供等を行い、また、被害状況等に応じて警察署への引継ぎ等を行う。
	警察署の指定被害者支援員制度	被害直後急性期は、警察署の被害者支援担当者が犯罪被害者等に付き添い、心配ごとの相談を受け、助言を行うなど、必要な犯罪被害者支援を行い、その後、できるだけ早期の適切な時期に県の総合相談窓口における支援につなげます。	【広報県民課】 犯罪被害者等支援の必要な事件が発生した際には、被害者支援担当者が犯罪被害者等に寄り添い、心配ごとの相談を受け、助言や犯罪被害者総合サポートセンター、犯罪被害者等支援団体、カウンセラーの紹介を行うなど、必要な犯罪被害者支援を行った。	【広報県民課】 犯罪被害者等が必要とする支援を行うとともに、中長期にわたり支援が実施されるよう、県の総合相談窓口等の他機関の紹介、橋渡しを行う。
	犯罪被害者等となつた児童生徒の相談、支援体制	児童生徒が犯罪被害者等になった場合には、教育委員会において学校等へ緊急的に教育相談員、スクールカウンセラーを派遣するとともに、児童生徒の心理面を理解し、適切な対応を行うため教育相談体制を整えます。	【生徒支援・教育相談センター】 交通事故等の被害児童生徒に対して緊急支援のためのスクールカウンセラー派遣を実施した。 R6年度実績: 121時間	【生徒支援・教育相談センター】 ○臨床心理士等の緊急支援体制の構築事業(1,100千円)

【基本方針(第1)行政が前面に立つ支援体制の整備】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6~9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6~9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
	主な相談窓口の総合的な情報提供	主な相談窓口は、県のホームページ、「被害者の手引き」などで情報提供を行います。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 ホームページを作成し、情報提供を行っている。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 犯罪被害にあわれた方が相談窓口に繋がれるよう、医療機関等とも連携し、相談窓口についての情報を提供していく。(R7予算 59,653千円)
2 (新)支援調整会議等による関係機関・団体との連携、協力	(新)ケアマネジメントの手法によるコーディネート等	専門人材(コーディネーター)を中心に犯罪被害者等の支援計画を検討し、市町村や関係機関が参加する支援調整会議を設置し、個別事案の支援内容を調整するとともに、関係機関も含め支援の実施状況をフォローアップします。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 必要に応じて支援調整会議を設置することとしている。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 必要に応じて支援調整会議を開催し、関係機関と連携した支援を実施していく。(R7予算 59,653千円)
	(新)犯罪被害者支援協力病院の拡大	犯罪被害者や性暴力被害者の医療的な緊急処置を行い、総合相談窓口への情報提供に協力する医療機関の拡大を図ります。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 協力医療機関の登録制度を創設した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 医療機関への働きかけにより、協力医療機関を拡大していく。(R7予算 59,653千円)
	(新)他県で犯罪被害に遭った被害者への地方自治体間の連携支援	死傷者が多数に及ぶ場合や他県で犯罪被害を受けた場合などは、円滑に支援が行われるよう地方自治体間で連携を行うとともに、海外で県民が犯罪被害に遭った場合には家族や帰国後の犯罪被害者等に対し、適切な支援を行います。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 県警等と連携し、被害にあわれた方に円滑に支援が届けられるよう、協力する体制を整えた。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 警察庁主催の研修会等を通じて、他自治体とも協力体制を構築する。(R7予算 59,653千円)
	日本司法支援センターとの連携	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知を図ります。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 日本司法支援センターを含む関係団体との意見交換を年3回程度実施する等、連携を深めた。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 被害にあわれた方に適切な情報が提供できるよう努める。(R7予算 59,653千円)
3 犯罪被害者支援に係る人材の育成	被害者を支える人材の育成	行政、警察等の関係機関の職員に対して、次のとおり犯罪被害者支援への理解や対応能力の向上の研修会等を行います。 ア 行政・関係機関等の職員 窓口職員等をはじめとする関係職員に対して、接遇研修、事例に応じて対応を想定した訓練、被害者遺族による講演などを実施 イ 警察署の犯罪被害者支援担当者等 専門研修、カウンセリングや犯罪被害者支援に関する研修等の実施 ウ 被害少年の継続的な支援を行う少年警察補導員等 カウンセリングに関する専門研修等の実施 エ 虐待を受けた子どもの保護等に携わる児童相談所等の職員 専門研修の実施	【犯罪被害者総合サポートセンター】 担当職員等を対象として、被害にあわれた方への支援プラン作成等に関する関係機関における情報共有・協議を練習するための模擬支援調整会議を2回開催した。 【少年・人身安全対策課】 少年警察補導員が、思春期保健セミナー、明治安田こころ健康財团が主催する研修を受講し、各種相談対応や支援活動等に必要な技術の研鑽に努めた。 【広報県民課】 行政、警察等の関係機関に対して研修内容に関する助言や講師派遣等の協力を行った。 犯罪被害者等が必要とする支援・対応策や連携方策の検討、犯罪被害者支援の実践的訓練等を実施してきた「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」に市町村の被害者支援担当課を加え、運営主体を犯罪被害者総合サポートセンターに移管し、支援施策、課題の共有、支援事例の検討等を実施した。 各警察署の被害者支援担当者等に対する研修会、警察庁主管のカウンセリングや犯罪被害者支援に関する専門研修の受講、犯罪被害者・遺族を招請して行う講演会等を通して、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図った。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 関係機関と連携し、研修機会を設ける。(R7予算 59,653千円) 【少年・人身安全対策課】 少年警察補導員に対して、カウンセリング専科、思春期保健セミナー、こころのケアセンター研修等を受講させ、各種相談対応や支援活動等に必要な技術の研鑽に努める。 【広報県民課】 関係機関と連携し、研修棟の機会を設ける。
	(新)専門人材の支援スキルの向上等	県の総合相談窓口の専門人材の支援スキルの向上、支援担当者の心理的な負担の軽減を図るため、臨床心理士会、精神保健福祉士会などの職能団体と連携したスーパーバイズの導入を検討します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 臨床心理士会と連携し、支援に対するスーパーバイズが行える体制を整えた。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 スーパーバイズの活用により、支援の幅が広がる様、支援スキル向上を目指す。(R7予算 59,653千円)

犯罪のないまちづくり推進施策の取組状況等

<犯罪被害者等支援編>

【基本方針(第2)本県独自の新たな経済的支援・損害回復】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6~9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6~9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
1 経済的支援制度等の充実	(新)被害直後の生活支援の直接提供	被害直後の犯罪被害者等は、家事ができる状況になく、考える余裕もないため、急性期の配食サービス、家事、介護等の生活支援を直接提供し、その費用を負担します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月に、犯罪被害等により日常生活に支障が生じている犯罪被害にあわれた方等の家事支援等利用に係る費用を支援する制度を創設した。 支援を必要とされる方に応じて情報提供できるよう、協力いただく事業者等を確保した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 家事、介護、配食等の生活支援を行う。(R7予算 59,653千円)
	(拡)被害直後の緊急的な医療処置	被害直後に緊急的に必要な医療処置については、迅速に対応する必要があるため、直接提供し、その費用を負担します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月に、犯罪等により心身に被害をうけた犯罪被害者等の治療等に係る費用を支援する制度を創設した。 【広報県民課】 身体犯被害者及び性犯罪被害者の経済的、精神的負担の軽減を図るために犯罪被害により負担した医療費を公費負担した。	【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 医療提供支援を行う。(R7予算 59,653千円)
	(新)犯罪被害者等給付金を補完する本県独自の支援金等の検討	国の犯罪被害給付制度の拡充等の検討を踏まえながら、市町村を通じて犯罪被害者等に支給している見舞金の取扱いや犯罪によって予期せず必要となる高額な治療費、通院費、生活支援などの費用に充てられる本県独自の支援金等の経済的支援を検討します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 当事者を含む有識者からなる「犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」を開催し、独自の経済的支援等に関する意見をいただき、検討している。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 制度創設に向け、引き続き検討を行う。(R7予算 59,653千円)
	(拡)緊急避難場所の提供	被害直後から当面の住居が確保できるまでの避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月に、一時的に避難するためのホテル等の宿泊費を支援する制度を創設した。 【広報県民課】 自宅が犯罪現場となる等、引き続き自宅に居住できない犯罪被害者等が避難する場所として一時的に滞在できる宿泊施設の宿泊費用を公費負担した。	【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 一時的に避難するためのホテル等の宿泊費を支援する。(R7予算 59,653千円)
	(新)犯罪現場になった自宅のハウスクリーニング、住宅の復旧等の支援	自宅が犯罪現場となった場合等におけるハウスクリーニング、住宅の復旧等に要する経費を支援します。	【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 令和6年4月に、犯罪現場となった自宅のハウスクリーニング、住宅復旧に係る費用を支援する制度を創設した。	【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 ハウスクリーニング、住宅の復旧等に要する経費を支援する。(R7予算 59,653千円)
	(拡)精神的被害の回復支援	犯罪被害者等の精神的被害の回復・軽減につなげるため、民間支援団体、精神科医、臨床心理士会等と連携して、心理療法、カウンセリングを効果的に実施します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月に、精神的な問題の解消のための相談に要する費用の支援制度を創設し、臨床心理士会と連携して、犯罪被害者等のカウンセリングを行う体制を整えた。 【広報県民課】 犯罪被害者等の精神的被害の軽減及び回復を図るために、カウンセリング費用、精神科受診費用の公費負担を行った。 また、鳥取県被害者支援カウンセラーが、犯罪被害者等へのカウンセリング、精神的被害が大きい又は大きな精神的被害を受けていることが予測される者に対する危機介入を実施した。	【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 犯罪被害等により直面する精神的な問題の解消のため、臨床心理士等への相談に要する費用を支援する。(R7予算 59,653千円)
	(新)生活再建に向けた相談支援	犯罪被害者等の生活再建を支援するため、ファイナンシャルプランナーの相談を提供します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月に、生活再建相談に要する費用の支援制度を創設し、ファイナンシャルプランナー協会と連携して、犯罪被害者等の相談支援を行う体制を整えた。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 ファイナンシャルプランナー協会と連携して、生活再建相談を提供する。(R7予算 59,653千円)

【基本方針(第2)本県独自の新たな経済的支援・損害回復】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6~9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6~9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
	法的な問題の解決への支援	犯罪被害者等の年齢、性別、ニーズ等に応じて、警察、関係機関等においても、次のとおり、犯罪被害者等の相談に応じます。 (1)警察の警察総合相談窓口、警察総合相談電話、性犯罪110番、少年サポートセンターなどにおける相談対応 (2)児童相談所における相談対応 (3)女性相談支援センターの配偶者等からの暴力(DV)を受けた者の相談対応 (4)交通事故相談所における交通事故被害者からの相談対応	【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月に、法律相談に要する費用の支援制度を創設し、弁護士会と連携して、犯罪被害者等の相談支援を行う体制を整えた。弁護士費用等に関する長期的な支援は、国が新たに創設する犯罪被害者支援弁護士制度の支援内容について情報を収集した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 弁護士会と連携して、法律相談を提供する。国の検討状況を踏まえ、弁護士費用の支援等について検討を行う。(R7予算 59,653千円)
2 居住の安定	(拡)自宅への居住が困難になった被害者に対する住居支援	自宅の居住が困難になった犯罪被害者等の居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の使用等について、市町村と連携した取組を進めます。また、民間事業者と連携し、民間賃貸住宅への入居支援を行うとともに、家賃の助成を検討します。	【住宅政策課】 犯罪被害者等に対する県営住宅への優先入居の取扱について、募集案内や県ホームページでの情報提供を行った。また、あんしん賃貸相談員を配置し、犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者に対して住宅確保の支援及び住宅情報の提供を行った。(1件の相談があり入居決定済み)	【住宅政策課】 引き続き公営住宅における優先入居やあんしん賃貸相談員による居住支援を行う。
	(拡)犯罪現場になった自宅のハウスクリーニング、住宅の復旧等の支援	自宅が犯罪現場となった場合におけるハウスクリーニング、住宅の復旧等に要する経費を支援します。(再掲)	【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 令和6年4月に、犯罪現場となった自宅のハウスクリーニング、住宅復旧に係る費用を支援する制度を創設した。	【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 ハウスクリーニング、住宅の復旧等に要する経費を支援する。(R7年度予算 59,653千円)
3 雇用の安定	(新)犯罪被害者休暇制度の普及	犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について、事業者への周知、導入に向けた働きかけを行うとともに、導入する事業者の認定制度等を設けることなどにより普及を推進します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 県内事業者での制度導入を目指し、県において、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を導入を検討した。 【雇用・働き方政策課】 独自の休暇制度創設に取り組む事業者に社会保険労務士を派遣して就業規則等整備を支援した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 休暇制度導入企業等を認定する制度を創設し、普及・啓発を図る。(R7年度予算 59,653千円) 【雇用・働き方政策課】 犯罪被害者休暇制度等独自の休暇制度創設に取り組む事業者があれば、社会保険労務士を派遣して就業規則等整備を支援する。
	事業者等の理解の増進	犯罪被害者等が置かれている状況について事業者等の理解が深まるよう啓発を行うとともに、犯罪等による被害を理由とした不利益な扱いを行わないよう均等な取扱いや適正な労働条件について周知します。	【雇用・働き方政策課】 鳥取県企業内人権啓発相談員が個別に事業所を訪問することに加え、各事業所の公正採用選考人権啓発推進員を対象とした研修会を3回開催し、公正な採用の周知・徹底、人権・同和問題の啓発を行った。 また、事業所のみならず、自治体・公的機関に向けて公正採用の周知・徹底を依頼した。 【県立ハローワーク】 県立鳥取ハローワークに専門就業支援員(更生保護担当)1名を配置し、企業等を訪問して情報収集・普及啓発を実施した。	【雇用・働き方政策課】 鳥取県企業内人権啓発相談員が個別に企業を訪問して相談、助言を行うとともに、各企業の公正採用選考人権啓発推進員を対象とした研修会を開催し、人権・同和問題の啓発を行う。 【県立ハローワーク】 県立鳥取ハローワークに専門就業支援員(更生保護担当)1名を配置し、企業等を訪問して情報収集・普及啓発を実施する。
	求職者の就職支援及び労働相談の実施	県立ハローワークにおいて就業相談を行うとともに、公共職業安定所との連携により犯罪被害者等に対してトライアル雇用事業や職業訓練事業を紹介する等、求職者の就職を支援します。 鳥取中小企業労働相談所(みなくる)において、賃金・労働時間、解雇・退職、労働保険・社会保険、各種ハラスメントなどの労働者・事業者の仕事に係わる相談を行います。	【雇用・働き方政策課】 県内3箇所(鳥取・倉吉・米子)の中小企業労働相談所(みなくる)において、労働者・事業者からの労働・雇用に関する相談に対して、助言・情報提供等を行った。 【県立ハローワーク】 県立鳥取ハローワークにおいて、就労が困難な求職者に対し、職業相談から職業紹介まで相談重視のきめ細やかな個別・伴走型支援を実施した。 また、専門就業支援員(更生保護担当)1名を配置し、刑務所出所者等の就業支援(支援件数:39件)を実施した。	【雇用・働き方政策課】 県内3箇所(鳥取・倉吉・米子)の中小企業労働相談所(みなくる)において、労働者・事業者からの労働・雇用に関する相談に対して、助言・情報提供等を行う。 【県立ハローワーク】 県立鳥取ハローワークにおいて、就労が困難な求職者に対し、職業相談から職業紹介まで相談重視のきめ細やかな個別・伴走型支援を実施する。 また、専門就業支援員(更生保護担当)1名を配置し、刑務所出所者等の就業支援を実施する。

【基本方針(第2)本県独自の新たな経済的支援・損害回復】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6~9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6~9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
4 国等の経済的支援制度の情報提供	国の犯罪被害給付制度等の周知等	国の犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めます。生活福祉資金貸付制度、就学支援金等、犯罪被害者等のニーズに沿った経済的支援が提供できるよう、保健福祉制度等の周知を図ります。	【広報県民課】 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、「被害者の手引」及びホームページに犯罪被害給付制度を掲載し広報を推進するとともに、仮給付制度の効果的な運用を検討し、これらの制度の対象となり得る犯罪被害者等への丁寧な説明を行った。	【広報県民課】 犯罪被害給付制度等の周知を行う。
5 損害賠償命令制度に関する情報提供の充実	損害賠償命令制度に関する情報提供の充実	犯罪被害者等のための制度等をわかりやすく紹介した冊子「被害者の手引き」及びホームページ等を活用し、損害賠償命令制度に関する早期の情報提供に努めます。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 犯罪被害にあられた方が早期に情報にアクセスできるよう、新たにホームページを立ち上げた。 【広報県民課】 損害賠償請求制度・その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した小冊子「被害者の手引き」を配布した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 損害賠償請求制度、その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子「被害者の手引き」及び県ホームページについて、記載内容の充実や周知を図り、助言を行うなど、被害回復を支援する取組を進める。(R7予算 59,653千円) 【広報県民課】 犯罪被害者等のための制度等をわかりやすく紹介した冊子「被害者の手引き」及びホームページ等を活用し、損害賠償命令制度に関する早期の情報提供に努める。
日本司法支援センターとの連携	日本司法支援センター(法テラス)と連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知を図ります。(再掲)	日本司法支援センター(法テラス)と連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知を図ります。(再掲)	【犯罪被害者総合サポートセンター】 日本司法支援センターを含む関係団体との意見交換を年3回程度実施する等、連携を深めた。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 被害にあられた方に適切な情報が提供できるよう務める。(R7予算 59,653千円)
保険金支払の適正化等	交通事故相談所における交通事故被害者の損害賠償問題等に係る総合的な相談活動により、交通事故被害者に対する損害賠償の適正化を図るとともに、ひき逃げや無保険車等の事故被害者を救済する政府保障事業について、広く県民への周知を図ります。	交通事故相談所における交通事故被害者の損害賠償問題等に係る総合的な相談活動により、交通事故被害者に対する損害賠償の適正化を図るとともに、ひき逃げや無保険車等の事故被害者を救済する政府保障事業について、広く県民への周知を図ります。	【くらしの安心推進課】 鳥取・米子交通事故相談所で163件の相談(対面・電話)を受けた。(再掲)	【くらしの安心推進課】 交通事故相談所において交通事故の被害者・加害者からの相談対応を行う。(再掲)
暴力団犯罪による被害の回復の支援	暴力団犯罪による被害者については、(公財)鳥取県暴力追放センターと連携し、暴力団犯罪に対する被害の回復を支援します。	暴力団犯罪による被害者については、(公財)鳥取県暴力追放センターと連携し、暴力団犯罪に対する被害の回復を支援します。	【捜査第二課】 暴力団員による不当な行為の被害者等に対する貸付金及び見舞金の支給等の支援活動として左記暴力追放センターと連携して (1)暴力団員からの被害等に係る民事訴訟の当事者に対する訴訟提起等費用及び重大な物的被害の応急修復費用、傷害事件被害者の応急入院・治療費用の無利子貸付 (2)暴力団員による傷害事件等の被害者に対する見舞金の支給 (3)民事介入暴力事案の被害者に対する民暴弁護士の紹介 (4)鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会の関係組織との連携による的確な業務推進 を行うこととしているところ、令和6年においては、暴力団構成員が関与する土地の遺産相続に関する相談を受理したことから、相談者に暴力追放相談委員の弁護士を紹介した。	【捜査第二課】 引き続き、左記の支援制度を活用して暴力団犯罪の被害者支援を実施。

犯罪のないまちづくり推進施策の取組状況等

<犯罪被害者等支援編>

【基本方針(第3)精神的・身体的被害の回復・再被害防止】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6～9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6～9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
1 保健医療サービスや福祉サービスの提供	(拡)被害直後の緊急的な医療処置	被害直後に緊急的に必要な医療処置については、迅速に対応する必要があるため、直接提供し、その費用を負担します。また、医療費の公費負担等支援に関する情報提供を行います。(再掲)	<p>【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月に、犯罪等により心身に被害をうけた犯罪被害者等の治療等に係る費用を支援する制度を創設した。 【広報県民課】 身体犯被害者及び性犯罪被害者の経済的、精神的負担の軽減を図るために犯罪被害により負担した医療費を公費負担した。</p>	<p>【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 医療提供支援を行う。(R7予算 59,653千円)</p>
	(拡)精神的被害の回復・軽減	犯罪被害者等の精神的被害の回復・軽減につなげるため、民間支援団体、精神科医、臨床心理士会等と連携して、心理療法、カウンセリングを効果的に実施します。(再掲) 心の健康相談、精神医療に係る相談及び社会復帰相談など、専門性の高い精神保健福祉の相談支援を行います。	<p>【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月に、精神的な問題の解消のための相談に要する費用の支援制度を創設し、臨床心理士会と連携して、犯罪被害者等のカウンセリングを行う体制を整えた。 【健康政策課(精神保健福祉センター)】 引き続き専門性の高い精神保健の相談を行っていく。 【広報県民課】 犯罪被害者等の精神的被害の軽減及び回復を図るために、カウンセリング費用、精神科受診費用の公費負担を行った。 また、鳥取県被害者支援カウンセラーが、犯罪被害者等へのカウンセリング、精神的被害が大きい又は大きな精神的被害を受けていることが予測される者に対する危機介入を実施した。</p>	<p>【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 犯罪被害等により直面する精神的な問題の解消のため、臨床心理士等への相談に要する費用を支援する。(R7予算 59,653千円) 【健康政策課(精神保健福祉センター)】 精神保健福祉相談、こころの健康に関する普及啓発など</p>
被害少年のための相談等の充実		<p>児童相談所において24時間・365日体制で、虐待通告等の緊急の相談や一時保護を実施できる体制を継続します。 少年警察補導員等により、被害少年に対する相談対応やカウンセリング等の支援を継続的に実施するとともに、少年サポートセンターの活用により被害少年の立直り支援を推進します。 被害少年の保護に資するよう、里親制度の推進及び里親への支援を行います。 児童生徒が犯罪被害者等になった場合には、教育委員会において学校等へ緊急的に教育相談員、スクールカウンセラーを派遣するとともに、児童生徒の心理面を理解し、適切な対応を行うため教育相談体制を整えます。(再掲)</p>	<p>【少年・人身安全対策課】 少年サポートセンターにおいて、被害少年に対する相談対応や立ち直り支援活動を行った。 【生徒支援・教育相談センター】 ・交通事故等の被害児童生徒に対して緊急支援のためのスクールカウンセラー派遣を実施した。 R6年度実績: 121時間 ・特別な配慮・支援が必要な児童生徒に対してスクールカウンセラーを派遣しカウンセリング等を実施した R6年度実績: 9時間 【家庭支援課】 ・児童相談所において、被害児童からの相談を含む子どもに関する相談に対応するほか、要保護児童の一時保護や、児童福祉施設における援助体制の確保、また、児童福祉司、心理判定員等の専門職員を配置し、犯罪被害者等の精神的ケアを行う。 ・要保護児童がより家庭的な養育環境のもとで生活できるよう、里親支援センターにおいて里親のサポートや養育技術向上の研修等を行い、里親支援及び里親委託児童の養育環境の充実を図る。 児童相談所運営費(129,709千円) 里親養育包括支援事業(2,518千円)</p>	<p>【少年・人身安全対策課】 従来どおり、少年サポートセンターにおいて、少年に関する相談、被害少年に対する立ち直り支援活動等を行う。 【生徒支援・教育相談センター】 ○臨床心理士等の緊急支援体制の構築事業(1,100千円) ○子どもの悩みサポートチーム支援事業(88千円) 【家庭支援課】 ・児童相談所において、被害児童からの相談を含む子どもに関する相談に対応するほか、要保護児童の一時保護や、児童福祉施設における援助体制の確保、また、児童福祉司、心理判定員等の専門職員を配置し、犯罪被害者等の精神的ケアを行う。 ・要保護児童がより家庭的な養育環境のもとで生活できるよう、里親支援センターにおいて里親のサポートや養育技術向上の研修等を行い、里親支援及び里親委託児童の養育環境の充実を図る。</p>
2 安全の確保	緊急避難場所の提供	被害直後から当面の住居が確保できるまでの避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。(再掲)	<p>【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年4月に、一時的に避難するためのホテル等の宿泊費を支援する制度を創設した。 【広報県民課】 自宅が犯罪現場となる等、引き続き自宅に居住できない犯罪被害者等が避難する場所として一時的に滞在できる宿泊施設の宿泊費用を公費負担した。</p>	<p>【犯罪被害者総合サポートセンター、広報県民課】 一時的に避難するためのホテル等の宿泊費を支援する。(R7予算 59,653千円)</p>
	一時保護等の適切な実施	女性相談支援センターや児童相談所において、被害者の個々の状況と必要性に応じ、一時保護についての情報共有や適切な期間、一時保護を行います。 児童福祉施設やシェルターを運営する民間団体等との連携を図ります。	<p>【家庭支援課】 ・被害児童及び被害女性の個々の状況の応じた一時保護を行った。 また、一時保護中や一時保護解除後の精神的ケアや生活サポートのため、関係機関と連携して支援を行った。 ・女性相談支援センターや児童相談所において、市町村や児童福祉施設、民間団体等との連絡会等を開催し、関係機関の連携強化を図った。</p>	<p>【家庭支援課】 ・被害児童及び被害女性の個々の状況の応じた一時保護を行った。また、一時保護中や一時保護解除後の精神的ケアや生活サポートのため、関係機関と連携して支援を行う。 ・女性相談支援センターや児童相談所において、市町村や児童福祉施設、民間団体等との連絡会等を開催し、関係機関の連携強化を図る。</p>

【基本方針(第3)精神的・身体的被害の回復・再被害防止】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6~9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6~9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
3 保護、 捜査、公判 等の過程に おける配慮 等	再被害防止措置に向 けた取組の推進	同じ加害者から再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を指し、加害者を収容している刑事施設、関係警察署等と連携し、防犯指導、警戒等の再被害防止措置を行います。 被害直後の保護及び再被害の危機回避のため、身体的被害を受ける危険性が高い犯罪被害者等への緊急発信機能付き端末等機器の整備・活用を進めます。	【刑事企画課、少年・人身安全対策課】 犯罪の被害者等が検挙した加害者から再び危害を加えられる事態を防止するため、一般通達を発出して全職員に制度を周知するとともに、各関係施設と連携を図った。また、事案の態様により、被害者の保護及び再被害の危機回避等のため、携帯型緊急通報装置の貸与を実施した。	【刑事企画課】 関係各部との連携により、再被害防止措置の周知を図るとともに、再被害防止対象者として指定した場合は、再被害防止措置を適切に実施していく。
	犯罪被害を受けた子 どもの再被害防止	子どもを対象とする暴力的性犯罪を犯した者による再犯を防止するため、警察庁が関係機関から提供を受けた出所情報の提供を受け、必要な措置を行います。 児童相談所、市町村等、児童の支援に携わる者による法定協議会のほか各種連絡会を開催し、情報の共有、県警等の関係機関の連携強化及び児童虐待を含む要保護児童の早期の発見・対応のための全県的・圏域ごとの体制を継続します。 必要に応じて学校警察連携制度に基づいた相互連絡を行い、警察と学校等の関係機関が連携した再被害防止の対応に努めます。	【少年・人身安全対策課】 提供を受けた出所情報に基づき、警察活動を通じて必要な措置を執った。学校警察連絡制度に基づいた警察と学校間における相互連絡に努めた。 【生徒支援・教育相談センター】 ・職能団体やPTA、校長等の代表で組織する「いじめ・不登校等対策連絡協議会」を開催し、県の現状や取組について意見を伺い、今後の取組の参考とした。 ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催し、「性的虐待、性的被害・加害の現状と支援」「関係機関と学校の役割」について講演を行うとともに、関係機関との連携の在り方について意見交換を行った。(参加者:約110名)	【少年・人身安全対策課】 提供を受けた出所情報に基づき、警察活動を通じて必要な措置を執る。学校警察連絡制度に基づいた警察と学校間における相互連絡に努める。(少年・人身安全対策課) 【生徒支援・教育相談センター】 ○いじめ防止対策推進事業(14,713千円) ○スクールソーシャルワーカー活用事業(89,565千円)
	配偶者等からの暴力 被害者等の安全確保 の強化	警察においては、配偶者からの暴力事案等に一元的に対応する体制により、迅速かつ的確な対応を図ります。また、被害者に対し事案の危険性や警察が執り得る措置等をわかりやすく説明するとともに、事案の危険性等を判断する「危険性判断チェック票」を導入するなど、被害者の安全の確保を最優先に対応します。 「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を踏まえ、DV被害者の心のケアや支援者の研修・養成をはじめとする支援体制の強化を図ります。	【少年・人身安全対策課】 一元的な対処体制により、配偶者からの暴力事案等に対して迅速かつ的確な対応を図った。また、被害者に対して警察が執り得る措置を丁寧に説明するとともに、関係機関と連携する等して被害者の安全確保を最優先とした対応を図った。 【家庭支援課】 ・DV被害者への適切な対応のできる専門性の高い職員及びスタッフを育成するための研修を実施する。	【少年・人身安全対策課】 一元的な対処体制により、配偶者からの暴力事案等に対して迅速かつ的確な対応を図る。また、被害者に対して警察が執り得る措置を丁寧に説明するとともに、関係機関と連携する等して被害者の安全確保を最優先とした対応を図る。 【家庭支援課】 DV被害者の支援に関わる職員に対する研修等の実施により、支援のスキルアップを図る。
	犯罪被害者等に關す る個人情報の保護	犯罪被害者等の実名発表、匿名発表は、犯罪被害者等のプライバシー保護、実名発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、適切な発表内容となるよう配慮します。 犯罪被害者等の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理します。	【広報県民課】 犯罪被害者等の実名発表、匿名発表は、犯罪被害者等のプライバシー保護、実名発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、適切な発表内容となるよう配慮した。 犯罪被害者等の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理した。	【広報県民課】 犯罪被害者等の個人情報の重要性を認識し、適切な報道発表及び個人情報管理を行う。
3 保護、 捜査、公判 等の過程に おける配慮 等	職員等に対する研修 の充実	保護、捜査等に係る職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修の実施等、犯罪被害者等の適切な対応を確実にするための教育・研修機会の充実を図ります。	【広報県民課】 各警察署の被害者支援担当者等に対する研修会等を通じて、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図った。	【広報県民課】 職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。
	犯罪被害者のための 施設の整備	事情聴取等において被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、施設などの環境整備を図ります。	【広報県民課】 事情聴取等の際は、犯罪被害者等のプライバシーに配慮するとともに、安心して事情聴取に応じられるよう、環境整備等を図った。	【広報県民課】 犯罪被害者のため施設の整備等を行う。

犯罪のないまちづくり推進施策の取組状況等

＜犯罪被害者等支援編＞

【基本方針(第4)刑事手続への関与拡充】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6～9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6～9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
1 刑事手続参加のための情報提供や体制整備等	刑事手続等に関する情報提供	今後の捜査の流れや、犯罪被害者等のための支援制度、各種相談窓口をわかりやすく紹介する冊子「被害者の手引き」を作成し、事件発生後の早い段階で犯罪被害者等に配布します。	【広報県民課、捜査第一課】 刑事事件に関する手続及び少年保護事件の手続き並びに被害者支援等のための制度等をわかりやすく記載した「被害者の手引き」を、事件発生後の早い段階で犯罪被害者等へ交付した。	【広報県民課、捜査第一課】 「被害者の手引き」を事件発生後の早い段階で犯罪被害者等へ交付する。
	捜査に関する適切な情報提供	「被害者連絡制度」等を活用し、犯罪被害者等の要望に応じて、捜査上支障のない範囲内で、捜査状況等の情報提供を行います。	【刑事企画課】 「被害者連絡制度」等により、犯罪被害者等からの要望を把握する体制を継続しており、被害者等の意向に沿ながら、刑事手続や捜査状況について必要な連絡を行った。 【広報県民課、交通指導課】 捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を活用し、犯罪被害者等の要望に応じて適宜適切に捜査状況等の情報提供を行った。	【刑事企画課】 引き続き、「被害者連絡制度」等を活用し、犯罪被害者等の要望に応じて、捜査上支障のない範囲内で、捜査状況等の情報提供を行う。 【広報県民課、交通指導課】犯罪被害者等の要望に応じて、捜査上支障のない範囲内で、捜査状況等の情報提供を行う。
	犯罪被害者遺族に対する情報提供の充実	検視及び司法解剖に対する遺族の理解を得るため、リーフレットを作成し、配布します。	【広報県民課、捜査第一課】 検視(死体見分)及び解剖に対する遺族の理解を得るため、その必要性等を説明したリーフレットを作成、配布した。	【広報県民課、捜査第一課】 検視及び司法解剖に対する遺族の理解を得るため、リーフレットを作成し、配布する。

犯罪のないまちづくり推進施策の取組状況等

<犯罪被害者等支援編>

【基本方針(第5)県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6~9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6~9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
1 県民、事業者の理解の増進	犯罪被害者等支援に関する広報	ホームページ、県の広報媒体、リーフレット等、様々な媒体を活用し、警察、市町村や民間団体をはじめとした関係機関・団体と連携して、性暴力被害の支援を含め犯罪被害者等支援の必要性等の広報啓発活動を行います。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 ホームページにより、犯罪被害にあわれた方が多くの困難に直面されること等を広報した。 民間支援団体、県警と連携した街頭広報を実施した。 民間主催の講演会等の場の活用による広報活動を行った。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 県ホームページ等により、犯罪被害者等支援の必要性を啓発する。(R7予算 59,653千円)
	犯罪被害者等支援施策の関係する特定期間における広報	「犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)」に、犯罪被害者等支援団体と連携し、街頭広報や、フォーラムの開催等、集中的な啓発を行います。 11月の「児童虐待防止推進月間」「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、街頭広報や各種広報媒体を活用した啓発を行います。 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど、交通事故被害者等に配慮した啓発を行います。	【少年・人身安全対策課】 ・家庭支援課と警察が「臨検・捜索」の合同研修会を開催し、想定訓練を実施することで職員間の連携を強化した。 ・パープルリボン・オレンジリボン運動に参加し、関係機関職員とともに駅や商業施設において広報活動を実施した。 【広報県民課】 犯罪被害者支援週間(11月25日から12月1日)に犯罪被害者等支援団体と連携し、街頭広報を行うとともに、犯罪被害者等支援団体が実施するフォーラムや公開講座等の広報を行うなど普及啓発を図った。	【少年・人身安全対策課】 ・引き続き、関係機関等と連携して広報活動等を実施予定。(警察では、本事業における予算措置はなし) 【広報県民課】 犯罪被害者支援週間(11月25日から12月1日)に関係機関と連携し、集中的に被害者支援に係る広報を行う。
	犯罪被害者等理解促進のための啓発	民間支援団体、市町村等と連携し、犯罪被害者等の生の声を伝え、インターネット環境を含め、二次被害を生じさせないような配慮の必要性と犯罪被害者等への理解の促進を図る講演会等を実施します。犯罪被害者等支援のあり方や人権問題への理解が深まるよう、犯罪被害者等の支援に精通した有識者を招き、研修会や学習会等の啓発事業を実施します。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 令和6年犯罪被害者及び有識者によるセミナーを開催し、約100名に参加いただいた。 また、市町村職員や関係機関の参加による犯罪被害者支援のための研修会を開催した。 【広報県民課】 犯罪被害者等の置かれた状況等について、県民や事業者の理解の増進を図るため、犯罪被害者等支援団体が主催するフォーラムや公開講座の共催・支援を行った。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 関係団体等と連携して、セミナー等を開催する。(R7予算 59,653千円) 【広報県民課】 関係機関と連携し、犯罪被害者等理解促進のための講演会、研修会を開催する。
	(新)犯罪被害者休暇制度の普及	犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について、事業者への周知、導入に向けた働きかけを行うとともに、導入する事業者の認定制度等を設けることなどにより普及を推進します。(再掲)	【犯罪被害者総合サポートセンター】 県内事業者での制度導入を目指し、県において、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を導入を検討した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 休暇制度導入企業等を認定する制度を創設し、普及・啓発を図る。(R7予算 59,653千円)
	(新)犯罪被害者支援ボランティアの育成	民間支援団体等と連携し、新たな犯罪被害者等の支援に携わるボランティアを育成することにより、犯罪被害者等への理解促進につなげます。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 民間支援団体が実施するボランティア育成の取組みを支援した。 【広報県民課】 犯罪被害者大学生ボランティアを随時募集し、民間支援団体主催の講演会や研修会への参加、街頭広報ひまわりの絆プロジェクトの一環として保育施設において命の大切さをテーマに読み聞かせを行う等、地域社会全体で犯罪被害者、その家族又は遺族を思いやり、支える取り組みを推進した。	【犯罪被害者総合サポートセンター】 公益社団法人とつどり被害者支援センターが行うボランティア育成に係る費用を補助する。(R7予算 59,653千円) 【広報県民課】 関係機関と連携し、新たな犯罪被害者等の支援に携わるボランティアを育成することにより、犯罪被害者等への理解促進につなげる。

【基本方針(第5)県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保】

施策項目	施策(事業)名	第6期計画(令和6～9年度) 計画に記載された取組内容	令和6年度の取組状況	第6期計画(令和6～9年度) 令和7年度の具体的事業・取組予定 (予算化していない取組も含む)
学校における犯罪被害者等に関する学習の充実	「命の大切さを学ぶ教室」等、命を大切にする心を育む教育を実践します。 医師、助産師、看護師などの医療の専門家や家庭と連携し、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の充実を図ります。 犯罪被害者等の人権をめぐる社会的問題について、個人情報の適切な取扱い、当事者に係わる児童生徒への配慮と適切な支援を重視した教育を推進します。 警察などの関係機関や地域社会、家庭と連携して、非行防止教室を開催するなど、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。	【人権教育課】 ・人権学習講師派遣事業として「命の大切さを学ぶ教室」を開催 ・「生命の安全教育に係る研究協議会」を実施(小学校悉皆研修) ・「生命(いのち)の安全教育」に係るリーフレット(小学校編)を作成 【体育保健課】 「心や性に関する専門家派遣事業」として、県立学校に専門家を派遣し、学校での心や性に関する指導の充実を図った(28校実施)。 【広報県民課】 犯罪被害者等の人権教育を推進するため、(公社)とつどり被害者支援センターと合同で「命の大切さを学ぶ教室」を実施した。 鳥取大学における講義「社会安全政策論」において、被害者遺族や有識者等の講演を実施した。	【人権教育課】 ・警察などの関係機関と連携して、引き続き「命の大切さを学ぶ教室」等、命を大切にする心を育む教育を実践する ・指導主事派遣事業として、「生命(いのち)の安全教育」を希望する学校で実施する ・鳥取県教育センター専門研修で「『生命(いのち)の安全教育』の必要性について」を実施 ・「生命(いのち)の安全教育」にかかる学習指導案(中学校、高等学校)の作成 【体育保健課】 県立学校に専門家を派遣し、学校での心や性に関する指導の充実を図る。(R7度予算 1,014千円) 【広報県民課】 関係機関と連携し、学校における犯罪被害者等に関する学習を行う。	
交通事故被害者等の声を反映した県民、運転手、事業者等の理解の増進	各種講習会等において、交通事故被害者等による講演を取り入れるなどして、交通事故の悲惨さなどに関する県民、事業者の理解の増進を図ります。 交通事故被害者や遺族の体験等を内容とするビデオや手記等を、運転者に対する各種講習会等において活用します。	【広報県民課、交通企画課】 各種講習会等において、交通事故被害者等による講演を取り入れるなど、交通事故の悲惨さなどに関する県民の理解の増進を図った。毎年度開催している「安全運転管理者等法定講習会」において、交通事故被害者の観点からの講習やビデオの視聴を行った。	【広報県民課、交通企画課】 各種講習会等を開催し、交通事故の悲惨さなどに関する県民、事業者の理解の増進を図る。	